

無線従事者操作範囲令の抜粋

無線従事者の操作の範囲等を定める政令（平成元年十二月十八日政令第三百二十五号）
最終改正年月日：平成一二年六月七日政令第三〇四号

第2級海上特殊無線技士の資格を取得すると、次のとおりの通信操作及び技術操作を行なうことができます。

※ 第2級海上特殊無線技士の操作の範囲

1、 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

イ、 空中線電力10ワット以下の無線設備で、1,606.5KHzから4,000KHzまでの周波数の電波を使用するもの

ロ、 空中線電力50ワット以下の無線設備で25,010KHz以上の周波数の電波を使用するもの

2、 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作

※ レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲とは、

海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

※ 船舶のための無線航行局の無線設備とは

船舶のレーダー設備など、無線航行業務を行う無線局。

特殊無線技士の新旧資格の名称は、次のとおりです。

改正法附則第二条第一項の規定により、改正法の施行の際現に改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定による特殊無線技士の資格の免許を受けている者が、改正法の施行の日にその資格の免許を受けたものとみなされる政令で定める資格は、次の表の左欄に掲げる当該特殊無線技士の資格の区分に応じ、それぞれ新令の規定による同表の右欄に掲げる資格とする。

旧 資 格	新 資 格
特殊無線技士（レーダー） ⇒	レーダー級海上特殊無線技士
特殊無線技士（国際無線電話） ⇒	第1級海上特殊無線技士及び第2級陸上特殊無線技士
特殊無線技士（無線電話甲） ⇒	第2級海上特殊無線技士及び第2級陸上特殊無線技士
特殊無線技士（無線電話乙） ⇒	第2級陸上特殊無線技士
特殊無線技士（無線電話丙） ⇒	航空特殊無線技士
特殊無線技士（無線電話丁） ⇒	第3級海上特殊無線技士
特殊無線技士（多重無線設備） ⇒	第1級陸上特殊無線技士
特殊無線技士（国内無線電信） ⇒	国内電信級陸上特殊無線技士